

平成 30 年 8 月 10 日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）」に対する意見について

平成 30 年 7 月 19 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 30 年 8 月 10 日

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）」に対する意見

○ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

No.	頁	該当箇所	意見
1	6	第 4-1-(1) 1 B a	今回の改正の目的が、「記載をより分かりやすくする」ためということであれば、現行の以下の記載（分かりやすい具体例）は削除せず、何らかのかたちで（例えば、「例示」として）存続させる方が望ましいと考える。 * 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。
2	10	第 4-2-(1) 2 C	マイナンバーの管理については、委託先のみならず再委託先の管理も義務付けられていることから、本ガイドラインにおいても「再委託」に対する監督の内容を具体的に記載すべきと考える。
3	20	1-(1) 1 B a	今回の改正の目的が、「記載をより分かりやすくする」ためということであれば、現行の以下の記載（分かりやすい具体例）は削除せず、何らかのかたちで（例えば、「例示」として）存続させる方が望ましいと考える。 * 「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。

以上